

さいたま市告示第1079号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
3 2 2 7 5 号 線	さいたま市西区大字西遊馬（元佐知川分）字吉祥寺1882番1地先	前	2.50 ～ 3.20	415.06
	さいたま市西区大字中釘字下谷原2379番39地先			
	さいたま市西区大字西遊馬（元佐知川分）字吉祥寺1939番地先	後	4.00	328.76
	さいたま市西区大字中釘字下谷原2379番39地先			
2 4 1 9 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番8地先	前	3.84	8.34
	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番2地先			
	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番8地先	後	4.00	5.25
	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番4地先			
2 4 2 0 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目3026番16地先	前	4.40	9.63
	さいたま市岩槻区並木一丁目3026番13地先			
	さいたま市岩槻区並木一丁目3026番16地先	後	4.50	5.19
	さいたま市岩槻区並木一丁目3026番13地先			
2 4 2 1 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目3028番2地先	前	4.40	11.23
	さいたま市岩槻区並木一丁目3019番4地先			
	さいたま市岩槻区並木一丁目3028番2地先	後	4.50	6.18
	さいたま市岩槻区並木一丁目3027番21地先			
2 4 2 2 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目3016番3地先	前	4.40	4.70
	さいたま市岩槻区並木一丁目3016番3地先	後	4.50	7.99
	さいたま市岩槻区並木一丁目3016番42地先			
2 4 2 3 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目3000番25地先	前	4.90	6.47
	さいたま市岩槻区並木一丁目3020番12地先			
	さいたま市岩槻区並木一丁目3000番25地先	後	5.00	7.26
	さいたま市岩槻区並木一丁目3020番13地先			

2 4 2 4 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 2995 番 27 地先	前	4.85	10.15
	さいたま市岩槻区並木一丁目 2998 番 4 地先			
	さいたま市岩槻区並木一丁目 2995 番 27 地先	後	5.00 ～ 5.01	12.68
	さいたま市岩槻区並木一丁目 2998 番 5 地先			
2 7 3 7 号 線	さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下 3618 番地先	前	4.00	143.00
	さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下 3638 番地先			
	さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下 3618 番地先	後	6.00	143.00
	さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下 3638 番地先			